

和歌山市公共施設太陽光発電設備等導入事業に係る質問と回答

No.	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
1	No 1「和歌山市役所（東庁舎）」の屋根上設置に対して、隣接する高層棟との配置と断面（高さ）が不明のため、日影影響を検討出来ません。新たに高層棟と東庁舎の位置が分かる配置図と高層棟の断面図の借用を願います	東庁舎に隣接する高層棟（市役所本庁舎）の配置図及び立面図をDVD格納データに追加します。※DVD貸与済の事業者様には、別途ご連絡します。 本庁舎と東庁舎の位置関係については、地図等からご確認ください。	5月14日
2	事業候補各施設の電気設備図面がないため、太陽光発電・蓄電池設備の接続を検討できません。新たに以下電気関係図面の借用を願います。 ・単線結線図 ・受変電設備姿図 ・受変電設備内部図 ・各階電気設備平面図	募集要領の「7 提供資料」に記載のない資料については、受託候補者特定後の協議にて、提供予定です。	5月14日
3	事業候補各施設構造の確認・太陽光発電設備設置可否を判断するため、新たに以下建物図面の借用を願います。 ・断面図 ・矩計図 ・東庁舎 各階平面図 ・外構配管図 ・特記事項	東庁舎の各階平面図をDVD格納データに追加します。※DVD貸与済の事業者様には、別途ご連絡します。 募集要領の「7 提供資料」に記載のない資料については、受託候補者特定後の協議にて、提供予定です。	5月14日
4	和歌山市役所の電気設備について質問です。今回候補施設の東庁舎と隣接する本庁舎とは電氣的に独立した別受電の電気設備でしょうか。 本庁舎は外壁垂直面に太陽光パネルが設置されていることを写真確認しました。本庁舎と東庁舎が同一受電設備の場合、本庁舎に設置された太陽光発電設備も含めた設備設計が必要となるため、電気設備構成についてご教示ください。	和歌山市役所の東庁舎と本庁舎は別受電の電気設備となります。	5月14日
5	業務説明書P3 ウの（ウ）で ・公用、公共用または公益事業の用に供するため、本事業に供されている場所を必要とするとき ・施設の改築、廃止等により、本事業に供されている場所を使用させることが出来なくなったとき 「この場合、事業者は、対象施設から設備を速やかに撤去し」と記載されておりますが、この場合、売電収入の補償や他施設への移設（移設費用は町負担）等の代替措置の検討はして頂けるのでしょうか。	業務説明書2（1）キ及び同2（7）カに記載のとおり、市の責による事由により運転を停止した場合は、事業期間の延長又は事業者が受けた損害の負担、若しくは移設する他の公共施設の提示等を行います。	5月23日
6	様式第5号 会社概要で過去に実施した本事業と類似する業務実績で完了年月日とありますが、売電開始日でよろしいでしょうか。	募集要領10（1）オに係る書類（契約書の写し等）の完了年月日（契約期間の終了日等）を記載下さい。 完了年月日に相当する記載がない場合は、売電開始日を完了年月日としても問題ありません。	5月23日

No.	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
7	募集要項P2 3 (3) 交付金限度額について、太陽光発電設備と蓄電池のそれぞれの交付金限度額の内訳を開示していただくことは可能でしょうか？	太陽光発電設備及び蓄電池の国交付金の間接交付額の合計が、募集要項P2の表の間接交付限度額に収まる範囲で提案下さい。(対象機器別の交付限度額は設定していません。)地域脱炭素移行・再エネ推進事業に係る計画額については、下記URLの「事業計画別表」を確認下さい。(なお、当事業は事業間調整が認められた制度となります。) https://www.city.wakayama.wakayama.jp/ku-rashi/gomi_kankyo/1001115/1005375/1051016.html	5月23日
8	募集要項P7 1 1 (1) 1 9 余剰電力の地域活用について 発電量に対する余剰電力の販売可能量に制約はあるでしょうか？(発電量の50%以下など) 制約がある場合、施設または複数施設全体での制約でしょうか？	業務説明書2(1)ウに記載のとおり、発電した電気が導入した施設で効果的及び最大限自家消費できる太陽光発電設備等であれば、余剰電力の販売可能量に制約はありません。なお、国交付金を活用する場合は、国実施要領の別紙2の2ア(ア)の交付要件g(a)を施設ごとに満たす必要があります。	5月23日
9	業務説明書P3 2 (4) ウ(ウ) 施設使用料について 余剰電力の売電等、契約単価に含まれない収益が発生する場合にあっては、別途協議により減免の別及び減額の程度を決定するとありますが、余剰電力の売電を行う提案を行う場合、提案段階には施設使用料を無料で単価提案するという認識で良いでしょうか？ 又、協議により施設使用料が必要になった場合、P P A単価の協議は可能でしょうか？	業務説明書2(3)及び同2(4)ウ(ウ)に記載のとおり、設備の設置及び運転・維持管理等の費用から余剰電力の売電収益を控除する場合、施設使用料を免除した契約単価を提案することは可能です。 契約単価に含まれない売電収益に関する施設使用料の協議内容に、契約単価は含まれません。	5月23日
10	別紙2 事業候補施設一覧について 提案限度額を超える場合は、提案事業対象から外さなくてはなりませんでしょうか？	業務説明書2(3)に記載のとおり、対象施設の契約単価は、別紙2「事業候補施設一覧」の提案限度額を上回らない範囲で提案下さい。	5月23日
11	別紙2 事業候補施設一覧について 提示されている電力使用量は、各施設のLED化や空調改修が完了した値でしょうか？ 未実施の場合、改修予定時期や電力削減予定などはございますか？	補足資料①「各施設のLED化及び空調改修状況」をご確認下さい。	5月23日
12	別紙2 事業候補施設一覧について P P A事業期間中に、施設のLED化や空調改修などがあり、電力使用量が大幅に減った場合、P P A契約単価の変更について、協議は認められるでしょうか？	別紙3「予測されるリスクと責任分担」に記載のとおり、施設の電力使用量の著しい変動があった場合には、契約単価の協議は可能です。	5月23日
13	和歌山市動物愛護センターの図面ですが、屋根伏図を頂けますでしょうか。	動物愛護管理センターの屋根伏図をDVD格納データに追加します。※DVD貸与済の事業者様には、別途ご連絡します。	5月23日
14	伏虎義務教育学校・河北コミュニティーセンター・南コミュニティーセンターですが、構造計算書が無いと構造検討が出来ないのですが、当時の資料等は残っていませんか？	構造計算書の有無について、改めて確認しています。 (確認状況) ・伏虎義務教育学校：なし ・河北コミュニティーセンター：なし ・南コミュニティーセンター：なし	5月23日 (5月30日更新)

No.	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
15	募集要領 P.7 イ提案事項等 No.7_太陽光パネルの設置方法にある、「構造計算書のない施設」について安全性の確認方法を提案しと、ありますが、構造計算書による、耐荷重計算による安全性を確認する以外は無と考えます。なお、和歌山市さまにおいても「業務説明書」P2_(4)事前調査、検討 ア_構造調査(ア)で長期荷重、地震力、風圧などにおいて施設の耐久性に問題ないことを確認し、結果を書面により報告することとあります。なので、設置の可否判断は構造計算書または、新たな耐荷重計算が必要と考えますが、いかがでしょうか。	ご認識のとおり、構造計算書のない施設については、新たな耐荷重計算等を実施し、安全性を確認いただく必要があります。 なお、新たな耐荷重計算等の費用を含んだ契約単価を提案下さい。	5月30日
16	業務説明書 P2 (2)事業期間 令和6年度の交付限度額を超える場合の設備の導入時期を令和7年度とするとありますが、これは施設単位で考え、4施設だと予算内だが、5施設だと予算を超える場合、その1施設を令和7年度予算で計画すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	5月30日
17	令和7年度に予算処置する上で考慮すべき事項をお示し頂きますでしょうか。予算処置の関係でサービスを2025年4月1日から利用頂けないと考えます。	国交付金を活用する場合、令和7年度に実施する設備導入工事については、令和6年度実施分とは別に、国交付金の間接交付手続きが必要となります。 そのため、令和7年度実施分については、令和7年度の国交付金の交付決定以降に事業着手いただく必要があります。 また、令和7年度の国交付金の交付決定額が、令和7年度実施分の国交付金の間接交付額に満たない場合は、実施内容について協議を行います。	5月30日
18	業務説明書 P3 (3)事業費用 契約単価は「事業候補施設一覧」の提案限度額を上回らないとありますが、これは提案する施設のうち、1施設でも上回る場合は失格ということになるのでしょうか	契約単価が提案限度額を上回る施設が含まれることで、直ちに失格とはなりません。 ただし、契約単価が提案限度額を上回る施設が業務説明書2(1)イに記載の「対象施設」に含まれないことで、募集要領12(2)エに記載のとおり、受託候補者として特定しない場合があります。	5月30日
19	業務説明書 P2 (4)7構造調査_(イ) 新たに構造計算を行わないといけない施設は設置対象外と考えてよろしいでしょうか	設置後の安全確保が困難と判断される場合、市と協議の上で設置しないものとします。	5月30日
20	業務説明書 P3 イ設備容量検討_(イ)蓄電池設備の容量等 保証期間は10年以上とありますが、蓄電池については設置時に10年の保証をお付けすれば、11年目からは装置寿命の来た蓄電池を撤去し、新たに蓄電池設備の設置は不要でよろしいでしょうか。これは新たに設置する設備は補助金対象とならないためです	蓄電池設備は、保証期間を運用期間とします。 なお、運用期間終了後は、業務説明書2(1)ケに記載のとおり撤去するものとし、新たな蓄電池設備の設置は不要です。	5月30日
21	業務説明書 P5 (6)工事の実施_オ 現場業務責任者は、統括管理者とは別に、当社が設置工事を委託する事業者から選出してよろしいでしょうか。また本現場責任者は全ての設置予定施設の現場責任者を兼任してよろしいでしょうか。	現場業務責任者について、委託先事業者からの選出及び複数施設の現場責任者との兼任は可能です。 ただし、業務説明書2(6)オに記載のとおり、総括管理を全うできないと判断され、変更及び追加を指示した場合の費用については、事業者の責となります。	5月30日

No.	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
22	<p>受領図面等 西保健センターは、別紙2で「竣工2017年」となっていますが、借用した図面は最新のものでしょうか、PDFデータの見た目が古く、1階平面図は最新の現況図になりますでしょうか。Googleマップでは「南側建物が図書館」、「北側建物が保健センター」となっており、図面と違うため1階平面図の現況をご教示願います。</p>	<p>提供資料は、竣工時の図面となります。 なお、提供資料のとおり、北側建物が「市民図書館西分館」になります。</p>	5月30日
23	<p>受領図面等 備蓄倉庫の受電室の場所をご教示ください。仮に受電室が保健所建物側にある場合、備蓄倉庫～保健所間の配線ルートが分かる図面・情報をご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>保健所の北側施設と備蓄倉庫は別受電の電気設備となります。 発電した電気は、北側施設での使用を想定しており、備蓄倉庫から北側施設への配線設置に係る費用も含めて提案下さい。 なお、貸与資料の30分デマンド値は北側施設の電気使用量となります。</p>	5月30日
24	<p>受領図面等 折半屋根の施設の屋根形状・仕様が分かる資料・図面をご提供いただけますでしょうか。 (収集センター北事務所、西保健センター、動物愛護管理センター、和歌山市保健所、河北コミュニティセンター)</p>	<p>募集要領の「7 提供資料」に記載のない資料については、受託候補者特定後の協議にて、提供予定です。</p>	5月30日
25	<p>業務説明書 2 太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (1) キ 市の責による事由により運転を停止した場合は、事業期間を延長させることができる。ただし、事業期間の延長が困難と認められる場合は、運転の停止により事業者が受けた損害について、市が負担するとありますが、市の責による事由とは具体的にどのような場合でしょうか。また、事業期間の延長が困難と認められる場合とは具体的にどのような場合でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>市の責による事由は、業務説明書2(4)ウ(ウ)に記載の「公用、公共用又は公益事業の用に供するため、本事業に供されている場所を必要とするとき」等が該当します。 また、事業期間の延長が困難と認められる場合には、同ウ(ウ)に記載の「施設の改築、廃止等により、本事業に供されている場所を使用させることができなくなったとき」等が該当します。</p>	6月3日
26	<p>業務説明書 2 太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (1) ク 設置時や事業実施中又は撤去の際に対象施設(防水層等)を事業者の責で破損した場合は、事業者の負担で原状回復することとありますが、破損の定義及び工事範囲をご教示ください。</p>	<p>募集要領15(3)に記載の仕様等の協議で認められたものを除き、事業者の責による破損は全て対象となります。 工事範囲は、原状回復に必要な範囲となります。</p>	6月3日
27	<p>業務説明書 2 太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (1) ケ 事業者は、事業期間終了後、導入した設備を自らの費用で速やかに撤去すること。ただし、市が承諾した場合は、設備を市に無償譲渡することができるものとありますが、市が承諾した場合とは具体的にどのような条件の場合に可能でしょうか。</p>	<p>無償譲渡は、協議等により市が承諾するかを判断するものであり、承諾する条件は定めていません。 なお、無償譲渡を前提とする提案は認められません。</p>	6月3日

No.	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
28	業務説明書 2 太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (4) イ 設備容量検討 (イ) 非常時にも特定負荷に電力を供給できる仕組みを構築することとありますが、特定負荷はどのような設備をお考えでしょうか。ご教示ください。	災害時に使用する機器 (PCや電話、事務室及び避難場所の照明等) を想定しています。	6月3日
29	業務説明書 3 事業実施に関する共通事項 (2) 配慮事項 ア 市内業者の活用の記載がありますが、一時下請けは評価の対象でしょうか。	評価の対象となります。	6月3日
30	業務説明書2 (4) 事前調査、検討 受注候補者決定後に構造調査等により太陽光パネルが設置不可能な施設が判明した場合。他施設の契約単価の協議は可能ですか。	業務説明書2 (1)エに記載のとおり、現地調査等により設備容量を減少させた場合、募集要領1 5 (3)に記載の仕様等の協議にて、対象業務の増減による契約単価を含めた協議を行います。ただし、契約単価は提案限度額を上回らない範囲となります。	6月5日
31	業務説明書2項2 (3) 事業費用 受託後の現地調査及び詳細資料確認後、仕様に変更などが生じた場合また提案時からの価格変更が可能でしょうか。その場合やむを得ない事情があれば上限単価を超えることも可能ですでしょうか。	募集要領1 5 (3)に記載の仕様等の協議にて、対象業務の増減による契約単価を含めた協議を行います。ただし、契約単価は提案限度額を上回らない範囲となります。	6月7日
32	貸与資料内 南コミュニティセンターの屋根材について、図面上は横向きの段葺ですが、Googleマップ上では縦向きの段葺のように見受けられます。頂いた図面前提で提案してよいでしょうか。	募集要領7に記載の提供資料を基に提案いただいても問題ありません。	6月7日
33	提案後に屋根材が違い施工方法が変更となった結果追加費用が必要となった場合、単価の見直しは可能ですでしょうか	募集要領1 5 (3)に記載の仕様等の協議にて、対象業務の増減による契約単価を含めた協議を行います。ただし、契約単価は提案限度額を上回らない範囲となります。	6月7日
34	質問回答No.28 特定負荷機器の使用が可能なシステムを構築すれば、特定負荷分電盤を設けなくてもよいでしょうか。	ご認識の通りです。	6月7日
35	プレゼンについて プレゼンは和歌山市役所で対面方式でしょうか。それともWEBでしょうか。その場合の参加人数に上限はありますか。	プレゼンテーション審査は対面方式となります。ただし、説明等で出席することが望ましいが、対面方式での出席が難しい者については、協議によりWEBでの出席を認める場合があります。なお、出席者はWEBでの出席者を含め6人以下となります。	6月7日
36	(別紙2) 事業候補施設一覧 陸屋根の各施設において、アンカー工法での設置が不可能な施設はありますか。	業務説明書2 (6)イに記載のとおり、建物の防水機能に影響がない施工方法を提案ください。	6月7日
37	業務説明書4頁 (5) 設備仕様 イ 「各施設に導入する設備は、平時において最大限自家消費に資するものとし、災害時においては自立的に稼働する機能を有するものとする」とあります。 交付金の要件では自立式である必要がない為、「蓄電池が自立運転をすることでこの要件を満たすことができる」認識でよいでしょうか、それとも全PCSを自立式にする必要があるでしょうか。	各施設に導入する太陽光発電設備及び蓄電池が、災害時において自立的に稼働する機能を有する必要があります。	6月7日